

ARを活用した箕面市歴史・文化体感周遊型デジタルコンテンツ開発等業務委託仕様書

1. 業務名称

ARを活用した箕面市歴史・文化体感周遊型デジタルコンテンツ開発等業務委託

2. 業務目的

本市では、明治の森箕面国定公園入込数が昭和50年の279万人から令和2年に135万人と観光客数が半減している。自然資源が最大の観光資源であるため、天候の影響及び観光客の紅葉期への偏りが大きな課題となっており、特に自然資源が枯渇する冬期はコンテンツを打ち出せておらず、一年を通じて最大の閑散期となっている。

また、都心から電車で約30分というアクセスの良さと市内の観光名所をつなぐ二次交通の不足により観光客の滞在時間が短いことも課題となっている。

これら課題を解決するための、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、ARを活用したアプリ等にて、市内各所で明治大正期などの昔のまちなみの再現等を行い、散策を楽しめるデジタルコンテンツを開発し、季節や天候・時間帯に左右されない通年・周遊観光に資する新たな観光コンテンツを創出すること、さらに、当該コンテンツにおけるアクセスログの解析により、来訪者の動線や消費行動を把握し、今後の観光施策に活用することを目的とする。

なお、本業務は、令和4年度に箕面市観光協会により策定された「箕面観光戦略」における、アクションプランとして位置づけられたものであり、戦略に示す方向性に沿った内容を実施するものとする。

3. 履行場所

箕面公園、箕面駅周辺商店街、その他本市が指定する場所

4. 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

ただし、コンテンツの開発期限は令和6年1月31日（水）とし、開発後から令和6年3月31日（日）までは、検証期間とする。

5. 上限金額

19,883,000円（消費税及び地方消費税含む）

6. 業務内容

以下の要件を満たすデジタルコンテンツの開発を行うこと。

(1) 基本要件について

- ① iOS及びAndroid端末向けのアプリケーションとすること。

なお、iOS14 以上および Android8.0 以上に対応すること。

- ② スマートフォン及びタブレット端末のいずれにおいても機能するデザインとすること。
- ③ 開発以降の機能追加・変更に対応できる拡張性を有すること。
- ④ アプリケーションの種類（WEB アプリもしくはネイティブアプリ）については問わない。

なお、ネイティブアプリとして配信する場合は、APP Store 及び Google Play から取得可能であること。

- ⑤ マップ機能を有し、利用者の位置情報及びスポットの位置を確認できること。GPS 位置情報を取得する機能を有する場合は、利用者に同意を求めること。
- ⑥ 多言語（日本語・英語・中国語（簡体・繁体字）・韓国語）対応が可能であること。
- ⑦ 利用者分析・効果検証のための情報（利用場所、利用時間、利用言語、年齢層、同伴者の有無 等）を取得する機能を有するものとする。
- ⑧ 「5. 上限金額」には、コンテンツ開発後から令和6年3月31日（日）までの効果検証期間中に発生する一切の費用についても含むものとする。

(2) 各スポットの設定・再現機能について

- ① 箕面市内において11箇所以上のスポットを設定できること。
- ② 設定するスポットについては、箕面大滝や阪急箕面駅など山間部及び市街地の屋外を想定しており、市と協議の上設定するものとする。
- ③ 再現にあたっては、利用者が端末のカメラ機能において、各スポットの建物もしくは設置する設置物等を読み込む動作を行うよう誘導すること。
なお、画面上にガイド線及び解説の表示等により利用者にとってわかりやすいものとする。
- ④ 現地への新たな設置物はなるべく不要とすること。ただし、目的の実現のためにマーカー等の設置が必要な場合は、箕面市及び建物等所有者と協議を行うこと。また、マーカー等設置物が必要な場合は、受託者が制作すること。
- ⑤ スポット毎に、1～2枚程度(枚数はスポット毎に異なる)の写真資料の表示及び解説を表示させること。なお、表示させる写真資料は、本市から提供することを想定している。
- ⑥ スポット毎に、150字程度の日本語解説を表示することとし、その内容については箕面市の監修を受けること。また多言語（英語・中国語（簡体・繁体字）・韓国語）翻訳を行うこと。
- ⑦ ①で設定したスポットの内、⑤に加え AR を活用した再現機能を有したスポット（以下、AR スポットという）を2箇所以上設定すること。
- ⑧ アプリケーション内に AR 撮影機能を実装し、AR スポットにおいては、現地で記念写真が撮影できるようにすること。
- ⑨ ⑤⑦⑧については、現地でのみ動作する設定とすること。

(3) その他付加機能について

- ① 観光客や市民の満足度を高めることが期待できる機能及びスタンプラリー機能等の箕面市内の回遊性を高め、滞在時間の延長に資する機能の提案を行うこと。
- ② なお、①により提案のあった機能を実装する際は、本市及び箕面市観光協会と連携し実装すること。

7. 業務実施体制等について

- ① 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ② 関係施設等において作業等を行う場合は、事前に本市及び施設等管理者と協議の上行うこと。

8. 保守運用の提案について

以下の内容について提案を行うこと。

(1) 保守運用費用について

- ① 令和6年度～令和8年度の保守運用費用について年度毎に提示すること。
- ② OS等のバージョンアップへの対応に係る費用も含むこと。
- ③ 為替レートやバージョンアップの内容等により費用が変動することが見込まれる場合は、その旨を記載の上、過去の実績等から算出した見込み金額を提示すること。
- ④ 資料表示及びARスポットを追加する場合の1スポットあたりのそれぞれの単価を提示すること。

(2) 保守運用体制について

- ① 令和6年度以降の保守運用体制（利用者からの問い合わせ対応、障害発生時の対応等）について提示すること。
- ② 「6-(1)-⑦」にて取得した利用データは1ヶ月毎に集計し、本市へ定期的に報告する、もしくは、本市が管理画面等で確認できる仕組みであること。

(3) 留意事項

上記(1)(2)で提案された金額・内容での運用保守を保証するものではない。

9. 委託料の支払い

委託料は、業務完了払とする。

受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了届を委託者へ提出することとし、委託者は業務の完了を確認し、受託の請求があった日から30日以内に支払うこととする。

10. 成果品

受託者は、業務完了届とともに以下の成果物を委託者へ納品すること。

成果物	内容	納入方法
AR デジタルコンテンツ	開発したデジタルコンテンツ	協議
CG、画像データ	制作したCG、画像データ。 その他のコンテンツにも転用可能なものとするため、すべての制作過程におけるコンテンツデータを別途納品するものとする。 (obj, fbx, png, jpeg 等広汎に利用・変換できる形式)	DVD
操作説明書及び運用手順書	デジタルコンテンツの操作方法（一般利用者及び管理者用）や運用方法について記載された説明書、手順書。 なお、今後更新が可能なデータ形式（docx, xlsx, pptx 等）とすること。	紙、DVD
詳細設計書	開発したデジタルコンテンツの設計書データ。	DVD
障害対応マニュアル	障害時における復旧手順等についてまとめたもの。 なお、今後更新が可能なデータ形式（docx, xlsx, pptx 等）とすること。	紙、DVD
その他	本市が必要と認めるもの	

11. その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、請け負わせてはならない。
- (3) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。
- (4) 本業務を履行するにあたり必要な各種申請手続き等は、原則、受託者の負担により行うこと。
- (5) 業務内容及び業務の遂行上知り得た事項は、市の承認を得ないで他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 業務の進捗等について、市に定期的に報告すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項、業務内容の変更や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、市と協議の上、実施すること。